

# 横須賀市報

号外第 19 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

### 条 例

- ◇地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例中一部改正 ..... 2
- ◇指定管理者選考委員会等条例中一部改正 ..... 3
- ◇高齢者地域ケア会議条例廃止 ..... //
- ◇地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会条例 ..... //
- ◇港湾審議会条例中一部改正 ..... //
- ◇職員のサービスの宣誓に関する条例中一部改正 ..... //
- ◇職員特殊勤務手当支給条例中一部改正 ..... //
- ◇基金条例中一部改正 ..... 4
- ◇横須賀市市税条例中一部改正 ..... //
- ◇青少年の家条例中一部改正 ..... 5
- ◇保育園条例中一部改正 ..... //
- ◇こども園条例 ..... //
- ◇病児・病後児保育センター条例中一部改正 ..... 6
- ◇指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等中一部改正 ..... //
- ◇旅館業条例中一部改正 ..... //

- ◇公衆浴場条例中一部改正 ..... 7
- ◇都市公園条例中一部改正 ..... //
- ◇港湾緑地条例中一部改正 ..... //
- ◇横須賀市漁港管理条例中一部改正 ..... //
- ◇適正な土地利用の調整に関する条例等中一部改正 ..... 8
- ◇横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例中一部改正 ..... //
- ◇地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正 ..... //

### 規 則

- ◇地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則中一部改正 ..... 10
- ◇保育園条例施行規則中一部改正 ..... //
- ◇こども園条例施行規則 ..... //
- ◇横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則中一部改正 ..... 13

### 告 示

- ◇令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第4号)ほか2件について ..... //

## 本号で公布された条例のあらまし

- 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例中一部改正(条例第26号)
  - 1 特定非営利活動促進法の改正に伴い、縦覧に供し、又は閲覧等をさせる特定非営利活動法人に係る書類について、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて縦覧等を行うこととする。
  - 2 施行期日 公布の日(令和3年6月23日)
- 指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例(条例第27号)
  - 1 病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会の名称を変更する。
  - 2 中央こども園病児・病後児保育センターの指定管理者の選考を行うため、中央こども園病児・病後児保育センター指定管理者選考委員会を附属機関として設置する。
  - 3 港湾緑地指定管理者選考委員会を廃止する。
  - 4 施行期日 令和3年7月1日
- 高齢者地域ケア会議条例を廃止する条例(条例第28号)
  - 1 横須賀市高齢者地域ケア会議を廃止する。
  - 2 施行期日 公布の日(令和3年6月23日)
- 地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会条例(条例第29号)
  - 1 地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会について必要な事項を定める。
  - 2 施行期日 令和3年7月1日
- 港湾審議会条例の一部を改正する条例(条例第30号)
  - 1 港湾審議会における議決の方法を定める。
  - 2 施行期日 公布の日(令和3年6月23日)
- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(条例第31号)
  - 1 職員のサービスの宣誓について、対面による宣誓を廃止する。
  - 2 宣誓書への押印を廃止する。
  - 3 施行期日 令和3年7月1日
- 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第32号)
  - 1 児童相談所における職員の福祉業務手当を増額する。
  - 2 施行期日 令和3年7月1日
- 基金条例の一部を改正する条例(条例第33号)
  - 1 「よかった ありがとう。」基金を設置する。
  - 2 施行期日 公布の日(令和3年6月23日)

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割に係る軽減措置を設ける。
- 2 施行期日 公布の日（令和3年6月23日）

○青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 田浦青少年自然の家及び本公郷青少年の家を廃止する。
- 2 施行期日 令和5年4月1日。ただし、本公郷青少年の家の廃止については、令和4年4月1日

○保育園条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 鶴が丘保育園及び上町保育園を廃止する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○こども園条例（条例第37号）

- 1 幼保連携型認定こども園を設置する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 中央こども園病児・病後児保育センターを設置する。
- 2 中央こども園病児・病後児保育センターの指定管理者は、公募する。
- 3 施行期日 令和4年4月1日。ただし、2については、令和3年7月1日

○指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、内容及び手続の同意の規定を改める。
- 2 施行期日 令和3年7月1日

○旅館業条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 国の旅館業における衛生等管理要領の改正を踏まえ、衛生措置の基準を改める。
- 2 施行期日 令和3年10月1日

○公衆浴場条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 国の公衆浴場における水質基準等に関する指針等の改正を踏まえ、衛生措置等の基準を改める。
- 2 施行期日 令和3年10月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 田浦青少年自然の家の廃止に伴い、都市公園の管理の特例の規定を改める。
- 2 ヴェルニー公園駐車場の供用時間を改める。
- 3 施行期日 令和4年4月1日。ただし、1については、令和5年4月1日

○港湾緑地条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 海辺つり公園及びうみかぜ公園の駐車場の使用料について、利用料金制度をとることとする。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 漁港駐車場の名称並びに供用日及び供用時間を改める。
- 2 漁港駐車場の使用料について、利用料金制度をとることとする。
- 3 施行期日 令和4年4月1日

○適正な土地利用の調整に関する条例等の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 地区土地利用協定を締結する際に提出する区域内の土地所有者等の同意書等に対する署名及び押印を求めないこととする。
- 2 施行期日 令和3年7月1日

○横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 大気汚染防止法の改正に伴い、非飛散性アスベストの除去作業の規定を廃止する。
- 2 施行期日 令和3年7月1日

○地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行う区域として、追浜駅前地区地区整備計画区域を加える。
- 2 追浜駅前地区地区整備計画区域について、建築物の建築の限界の制限を行う。
- 3 施行期日 令和3年7月1日

# 条 例

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第26号

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）の

一部を次のように改正する。

第3条第3項中「書類」の次に「から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」を加える。

第4条第1項第5号列記以外の部分中「事務所」を「当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを事務所」に改め、同項第6号中「インターネット」を「当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものをインターネット」に改める。

第12条第3項中「インターネット」を「当該書類等から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものをインターネット」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第1項の書類又は事業報告書等若しくは役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第14条第1項各号列記以外の部分中「これ」を「当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの」に改める。

第18条第2項第6号及び第21条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第27号**

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例（平成25年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第12項を次のように改める。

12 中央子ども園病児・病後児保育センター指定管理者選考委員会

別表中第26項を削り、第25項を第26項とし、第13項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 うわまち病院病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

高齢者地域ケア会議条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第28号**

高齢者地域ケア会議条例を廃止する条例

高齢者地域ケア会議条例（平成25年横須賀市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第29号**

地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会条例

（設置）

第1条 地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域における子育て支援に関し専門的知識を有する者
- (3) 一時預かり事業の運営に関し専門的知識を有する者
- (4) 市職員

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他の事項）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第30号**

港湾審議会条例の一部を改正する条例

港湾審議会条例（昭和49年横須賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第31号**

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年横須賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削る。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に、「氏 名印」を「氏名」に改め、「（B5）」を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第32号**

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「300円」の次に「（児童相談所における業務に従事した場合にあっては、1日につき1,000円）」を加える。

附 則  
この条例は、令和3年7月1日から施行する。

~~~~~  
基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第33号**

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の表まち・ひと・しごと創生基金の項の次に次のように加える。

|                        |                                       |
|------------------------|---------------------------------------|
| 「よかった<br>ありがとう。」<br>基金 | 感謝の気持ちが広がっていくまちづくりに<br>資するための必要な費用に充当 |
|------------------------|---------------------------------------|

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第34号**

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改める。

附則第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改める。

附則第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改める。

附則第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改める。

附則第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改める。

附則第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改める。

附則第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改める。

附則第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改める。

附則第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改める。

附則第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改める。

附則第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改める。

附則第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第22項を削り、附則第23項を附則第22項とし、附則第24項から附則第34項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第35項表以外の部分中「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第36項から附則第38項までを削る。

附則第39項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「第36項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第23条第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第23条第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第39項を附則第35項とする。

附則第40項中「この項及び次項において」及び「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「第37項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第23条第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第23条第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第40項を附則第36項とする。

附則第41項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「第38項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第23条第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第23条第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第41項を附則第37項とする。

附則第42項中「第36項の表」を「第35項の表」に改め、同項を附則第38項とし、同項の次に次の3項を加える。

39 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第23条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第35項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第36項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第23条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第37項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第43項を附則第42項とし、附則第44項から附則第50項ま

でを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第35号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市田浦大作町33番地1の項及び横須賀市公郷町2丁目22番地の項を削る。

第4条から第8条までを削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「自然の家、横須賀市立池上青少年の家」を「横須賀市立池上青少年の家」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り、第7項を第5項とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用時間）

第5条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会館の休館日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の遊戯室の使用時間は、午後1時から午後6時まで（10月から翌年の3月までの期間は、午後1時から午後5時まで）とする。

第10条を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「自然の家以外の会館については市長の、自然の家については指定管理者」を「市長」に改め、同項第4号中「又は指定管理者」を削り、同条第2項中「及び指定管理者」を削り、同条を第6条とする。

第12条を削る。

第13条第1項を削り、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第7条とする。

第14条第1号中「自然の家及び」を削り、同条を第8条とする。

第15条を第9条とする。

第16条中「自然の家以外の会館については市長の、自然の家については指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第17条中「自然の家以外の会館については市長の、自然の家については指定管理者」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第18条各号列記以外の部分中「及び指定管理者」を削り、同条第4号中「第11条第1項ただし書」を「第6条第1項ただし書」に改め、同条を第12条とする。

第19条を第13条とし、第20条を第14条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「（第13条第2項関係）」を「（第7条第1項関係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表横須賀市田浦大作町33番地1の項及び横須賀市公郷町2丁目22番地の項を削る改正規定（同表横須賀市公郷町2丁目22番地の項に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第36号

保育園条例の一部を改正する条例

保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市立鶴が丘保育園の項及び横須賀市立上町保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

こども園条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第37号

こども園条例

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、本市に幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下「こども園」という。）を設置する。

（位置及び名称）

第2条 こども園の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市小川町20番地

名称 横須賀市立中央こども園

（入園資格）

第3条 こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた者
- (2) 市内に居住する法第20条第1項の規定による申請をした日から当該申請に対する認定の効力が生じる日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由によりこども園に入園する必要があると市長が認めた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、市内に居住していない法第20条第1項の規定により法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた者を入園させることができる。（実施する事業）

第4条 こども園で実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）
- (3) 当該こども園に在籍する者に対して行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「預かり保育」という。）
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号、第4号及び第5号に掲げる事業

（休園日）

第5条 こども園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこども園の休園日を変更し、又は設けることができる。

（開園時間）

第6条 こども園の開園時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時30分から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこども園の開園時間を変更することができる。

(入園の手続)

第7条 こども園に入園しようとする者の保護者は、市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

(延長保育等の許可)

第8条 延長保育又は預かり保育を受けようとする者の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(保育料等)

第9条 第4条第1号に掲げる事業に係る保育料は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内において規則で定める額を徴収する。

2 延長保育又は預かり保育に係る保育料は、規則で定める額を徴収する。

3 第4条第1号に掲げる事業において昼食若しくは間食を提供した場合又は預かり保育において間食を提供した場合は、規則で定める額を徴収する。

(減免)

第10条 市長は、納付の資力がないと認める者その他特別の理由があると認める者に対しては、前条に規定する保育料等を減免することができる。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、こども園の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による入園の承諾に係る手続、延長保育又は預かり保育の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第38号

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例

病児・病後児保育センター条例（平成15年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(位置及び名称)

第2条 施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置	名 称
横須賀市小川町20番地	中央こども園病児・病後児保育センター
横須賀市上町2丁目36番地	うわまち病院病児・病後児保育センター

第5条の見出しを「（指定管理者の公募及び指名）」に改め、同条中「ときは」の次に「、公募するものとする。ただし、うわまち病院病児・病後児保育センターの指定管理者を指定しようとするときは」を加え、「できる」を「できるものとする」に改める。

第6条第1項中「前条の指名」を「前条本文の規定による公募（次条第1項において単に「公募」という。）により指定管理者の指定を受けようとするもの及び同条ただし書の規定による指名（次条第2項において単に「指名」という。）」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「申請書」の次に「（指名に係るものに限る。）」を加え、「施設」を「うわまち病院病児・病後児保育センター」に改め、同条第1号中「施設」を「うわ

まち病院病児・病後児保育センター」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条第1項の申請書（公募に係るものに限る。）の提出を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、申請したもののうち施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理を行うとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

第8条第2号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号の改正規定は公布の日から、第5条の改正規定、第6条第1項の改正規定、第7条の改正規定及び同条を同条第2項とし、同条に第1項として1項を加える改正規定は令和3年7月1日から施行する。

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第39号

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により同意を得ることができる。

(指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により同意を得ることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

旅館業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第40号

旅館業条例の一部を改正する条例

旅館業条例（平成12年横須賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項第1号列記以外の部分中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同号エ中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量は、1リットル中3ミリグラム以下であること又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同号オ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「50ミリリットル中に」を削り、同項第2号イ中「過マン

ガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量は、1リットル中8ミリグラム以下であること又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同項第3号後段及び第5号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第9号本文中「遊離残留塩素濃度」の次に「又は結合塩素のモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム以上とすること」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上を、結合塩素のモノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上を保つこと」に改め、同項第13号中「清掃すること」を「清掃し、消毒すること」に改め、同項第14号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第19号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に、「遊離残留塩素の検査記録」を「遊離残留塩素濃度等の測定記録」に、「検査の」を「実施の」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。

(17) 気泡発生装置等は、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(18) シャワーは、適宜通水するとともに、適宜シャワーヘッド及びホースの洗浄及び消毒を行うこと。

別表第2第6項第1号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第2号本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「あつては」を「にあつては」に改める。

別表第3第7項第1号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第2号本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「あつては」を「にあつては」に改める。

別表第4第5項第1号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第2号本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「あつては」を「にあつては」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

公衆浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号

公衆浴場条例の一部を改正する条例

公衆浴場条例（平成12年横須賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第6号中「上り用水」を「上がり用水」に改める。

別表第2項第1号列記以外の部分中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同号エ中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量は、1リットル中3ミリグラム以下であること又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同号オ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「50ミリリットル中に」を削り、同項第2号イ中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量は、1リットル中8ミリグラム以下であること又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同項第3号後段及び第5号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第9号本文中「遊離残留塩素濃度」の次に「又は結合塩素のモノクロラミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム以上とすること」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上を、結合塩素のモノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上を保つこと」に改め、同項第13号中「清掃すること」を「清掃し、消毒すること」に改め、同項第14号中「調整箱」を「調節箱」に改め、同項第22号本文中「10歳」を「おおむね7歳」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「上り用水、上り用湯」を「上がり用水、上がり用湯」に、「遊離残留塩素の検査記録」を「遊離残留塩素濃度等の測定記録」に、「検査の」を「実施の」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第20号を第22号とし、第17号から第19号までを2号

ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加える。

(17) 気泡発生装置等は、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(18) シャワーは、適宜通水するとともに、適宜シャワーヘッド及びホースの洗浄及び消毒を行うこと。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第42号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条中「横須賀市立田浦青少年自然の家、横須賀市総合体育会館」を「横須賀市総合体育会館」に改める。

別表第2ヴェルニー公園の項中

駐車場	通年	午前8時30分から午後5時30分まで
-----	----	--------------------

を

駐車場	通年	普通	全日
		大型	午前8時30分から午後5時30分まで

に改め、

同表備考に関する部分を次のように改める。

備考

1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 普通とは車体の高さが2.7メートル未満の自動車、大型とは車体の高さが2.7メートル以上の自動車をいう。

3 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第42条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

港湾緑地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第43号

港湾緑地条例の一部を改正する条例

港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の5項を加える。

2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者（使用の許可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 使用者が前項の規定により支払う利用料金の額は、第10条第2項に規定する使用料と同額とする。

5 指定管理者は、利用料金の減免については、第10条第3項の規定に準じて行うものとする。

6 第10条の規定は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第44号

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例

横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「船舶保管施設等」の次に「及び漁港駐車場」を加える。

第11条中「前条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別表第1の2漁港区域内駐車場の項中「北下浦海岸通り第1駐車場」を「北下浦海岸通り駐車場」に、「野比2丁目200番地先」を「野比2丁目194番9」に、「北下浦海岸通り第2駐車場」を「北下浦海岸通り臨時駐車場」に、「野比2丁目194番9」を「野比2丁目200番地先」に改める。

別表第1の3漁港区域内駐車場の項を次のように改める。

漁港 駐 車 場	北下浦 海 岸 通 り 駐 車 場	次に掲げる日 (1) 1月4日から6月30日まで及び9月1日から12月28日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日 (2) 1月1日から1月3日まで、7月1日から8月31日まで及び12月29日から12月31日まで	7月及び8月	午前6時から午後8時まで
			9月	午前8時から午後6時まで
			上記以外	午前8時から午後5時まで
北下浦 海 岸 通 り 臨 時 駐 車 場		指定管理者が定める日		指定管理者が定める時間

別表第2漁港区域内駐車場の項中「漁港区域内駐車場」を「漁港駐車場」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

適正な土地利用の調整に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第45号

適正な土地利用の調整に関する条例等の一部を改正する条例

（適正な土地利用の調整に関する条例の一部改正）

第1条 適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年横須賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「明記し、当該権利者が署名押印した」を「明記した」に改める。

第42条第1項中「明記し、押印した」を「明記した」に改める。

（都市計画決定等に係る手続きに関する条例の一部改正）

第2条 都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「明記し、当該権利者が署名押印する」を「明記する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第46号

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第18条の15」を「第2条第11項に規定する特定建築材料（以下単に「特定建築材料」という。）のうち同法第18条の17の規定」に改める。

第6条第2項中「飛散性アスベスト及び規則に規定する石綿含有成形板等（以下「非飛散性アスベスト」という。）」を「特定建築材料」に改める。

第14条第7号中「建築物内の飛散性アスベスト及び非飛散性アスベスト（以下この号において「アスベスト」という。）」を「建築物に使用されている特定建築材料」に、「アスベストの」を「特定建築材料の」に改める。

第18条第1号中「飛散性アスベスト」を「特定建築材料」に改め、同条第2号中「第18条の15」を「第18条の17」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第47号

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和63年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（第11条の次に次の1条を加える。）

（建築物の建築の限界）

第11条の2 建築物の建築の限界は、別表第3（ア）欄に掲げる地区整備計画区域の区分に応じて、同表（ウ）欄の建築物の建築の限界の項に掲げるものとしなければならない。

第14条第2項中「又は第8条から第9条の2まで」を「、第8条から第9条の2まで又は第11条の2」に改める。

第16条及び第18条第1項第3号中「第11条」を「第11条の2」に改める。

別表第1の52の項の次に次のように加える。

53	追浜駅前地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された追浜駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	--------------	--------------------------------------------------------

別表第2に次の1項を加える。

53 追浜駅前地区地区整備計画区域

制限事項	計 画 地 区		
	商業・複合住宅A地区	商業・複合住宅B地区	共同住宅地区
	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 一戸建ての住宅 又は長屋 イ 共同住宅で、2階以下に住戸を設	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 一戸建ての住宅 又は長屋 イ 共同住宅で、2階以下に住戸を設	

(1)	建築物の用途の制限	けるもの ウ 寄宿舍 又は下宿 エ 勝馬投票券販売所、場外車券売場 その他これらに類するもの オ 風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供するもの カ 自動車教習所 キ 倉庫業を営む倉庫 ク 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの ケ 工場で、法別表第2(ハ)項第2号又は(ト)項第3号に規定するもの	けるもの ウ 寄宿舍 又は下宿 エ 勝馬投票券販売所、場外車券売場 その他これらに類するもの オ 風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供するもの カ 自動車教習所 キ 倉庫業を営む倉庫 ク 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの ケ 工場で、法別表第2(ハ)項第2号又は(ト)項第3号に規定するもの	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 一戸建ての住宅 又は長屋 イ 共同住宅で、2階以下に住戸を設けるもの ウ 寄宿舍 又は下宿 エ 自動車教習所 オ 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの				
	建築物の容積率の最高限度	10分の70。ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積(容積率の対象となる部分に限る。この項において同じ。)の合計は、建築物の延べ面積(容積率の対象となる部分に限る。この項において同じ。)の合計の2分の1以上とし、かつ、学校、地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの及び市街地における適正な土地の高度	10分の70。ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の2分の1以上とする。	10分の40。ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の2分の1以上とする。				
(2)								
	(3)	建築物の建蔽率の最高限度	10分の5(法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、10分の7とする。)	10分の5(法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、10分の7とする。)	10分の3(法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の4とする。)			
	(4)	建築物の敷地面積の最低限度	1,500平方メートル	2,000平方メートル	2,000平方メートル			
	(5)	壁面の位置の制限	計画図に示す壁面線。ただし、立体歩行者通路その他これに類する公益上必要なものの用途に供する部分については、この限りでない。	計画図に示す壁面線。ただし、立体歩行者通路その他これに類する公益上必要なものの用途に供する部分については、この限りでない。	計画図に示す壁面線。ただし、立体歩行者通路その他これに類する公益上必要なものの用途に供する部分については、この限りでない。			
	(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から100メートル。ただし、都市計画法第7条の2第1項第1号の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区及び要整備地区の区域外において、第3種高度地区の区域にあっては、60メートルとする。	地盤面から100メートル	地盤面から100メートル。ただし、都市計画法第7条の2第1項第1号の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区及び要整備地区の区域外において、第1種高度地区の区域にあっては、45メートルとする。			
(7)	建築物の形態又は意匠の制限							
(8)	へい等の構造の制限							

別表第3中「(第5条の2、第6条の2、第9条の2関係)」を「(第5条の2、第6条の2、第9条の2、第11条の2関係)」に改め、同表若松町1丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

追浜駅前地区 地区整備計画 区域	商業・ 複合住宅A地区 及び 商業・ 複合住宅B地区	建築物の容積率の最低限度	10分の20
		建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル。ただし、附属建築物については、この限りでない。
		建築物の高さの最低限度	地盤面から20メートル。ただし、附属建築物については、この限りでない。
		建築物の建築の限界	計画図に示す建築の限界
	共同住宅地区	建築物の容積率の最低限度	10分の20
		建築物の高さの最低限度	地盤面から20メートル。ただし、附属建築物については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第75号

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例施行規則(平成24年横須賀市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第76号

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第1項中「市長」を「市」に改める。

別表第2備考に関する部分第5項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定及び別表第2備考に関する部分第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第77号

こども園条例施行規則を次のように定める。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

こども園条例施行規則

(定員)

第1条 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下「こども園」という。)に入園する者の定員は、150人とする。

(教育・保育時間)

第2条 こども園の教育・保育時間は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた園児(以下「1号認定園児」という。) 午前9時から午後2時まで(月曜日から金曜日までに限る。)
- 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた園児(以下「2号・3号認定園児」という。)(法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。))に区分された者(次号に該当する園児を除く。)に限る。) 次に掲げる時間  
ア 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後6時まで  
イ 土曜日 午前7時30分から午後4時まで
- 2号・3号認定園児(法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))に区分された者に限る。) 午前8時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこども園の教育・保育時間を変更することができる。

(学年及び学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年を学期に分けて、学期は、次の4学期とする。

- 第1学期 4月1日から5月31日まで
- 第2学期 6月1日から8月31日まで
- 第3学期 9月1日から12月31日まで
- 第4学期 翌年の1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこども園の学期を変更することができる。

(教育・保育の提供を行わない日)

第4条 1号認定園児に係る教育・保育の提供を行わないこども園の休業日は、次に掲げる日とする。

- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 学年始休業日 4月1日及び同月2日
- 夏季休業日 7月20日から9月2日まで
- 冬季休業日 12月24日から翌年の1月8日まで
- 学年末休業日 翌年の3月24日から同月31日まで

2 2号・3号認定園児に係る教育・保育の提供を行わないこども園の休業日は、次に掲げる日とする。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 12月29日から翌年の1月3日まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時にこども園の休業日を変更し、又は設けることができる。

(入園手続)

第5条 教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)は、条例第4条第1号に掲げる特定教育・保育を利用しようとするときは、市と子ども園利用契約を締結しなければならない。

2 1号認定園児の保護者における条例第7条の規定による申込みは、子ども園入園願書(第1号様式)によらなければならない。

3 前項に規定する申込みの1号認定園児の数が1号認定園児の定員を超えた場合は、抽選により入園する者を決定する。

4 市長は、1号認定園児の入園を承諾したときはその旨を子ども園入園承諾書(第2号様式)により、第2項の規定により子ども園入園願書を提出した者に通知しなければならない。

(延長保育の申請等の準用)

第6条 保育園条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第50号)第2条第2項及び第3項並びに第3条から第5条までの規定は、子ども園における延長保育の許可の申請等について準用する。

(保育料等の額)

第7条 条例第9条第1項に規定する規則で定める額は、教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則(平成27年横須賀市規則第24号)に規定する額とする。

2 条例第9条第2項に規定する規則で定める額のうち、延長保育に係る保育料の額は、別表第1に規定する額とする。

3 条例第9条第2項に規定する規則で定める額のうち、預かり保育に係る保育料の額は、30分につき200円とする。

4 条例第9条第3項に規定する規則で定める額のうち、条例第4条第1号に掲げる事業において昼食又は間食を提供した場合(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定により子ども園に入園させ、保育を行う3歳以上の園児に昼食又は間食を提供した場合を含む。)の額は、別表第2に掲げる階層の区分に応じ、同表の費用額(月額)の欄に掲げる額とする。

5 条例第9条第3項に規定する規則で定める額のうち、預かり保育において間食を提供した場合の額は、1回につき80円とする。

(月の途中の入園及び退園に係る昼食等の額)

第8条 前条第4項の規定にかかわらず、児童が、月の中途において入園し、又は退園したときの当該月に係る条例第9条第3項に規定する規則で定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 1号認定園児が月の中途において入園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の入園日からの開園日数(当該日数が16を超える場合にあっては、16)を乗じた額を16で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

(2) 1号認定園児が月の中途において退園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の退園日の前日までの開園日数(当該日数が16を超える場合にあっては、16)を乗じた額を16で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

(3) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた園児(以下「2号認定園児」という。)が月の中途において入園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の入園日からの開園日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

(4) 2号認定園児が月の中途において退園した場合 当該月の前条第4項の規定による額に、当該月の退園日の前日までの開園日数(当該日数が25を超える場合にあっては、25)を乗じた額を25で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)

(保育料等の額の徴収)

第9条 第7条第1項及び第4項に規定する額は、その月分を毎月末日までに、同条第2項、第3項及び第5項に規定する

額は、その月分を翌月末日までに徴収する。

(保育料等の減免)

第10条 条例第10条に規定する納付の資力がないと認める者その他特別の理由があると認める者は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 条例第9条第2項に規定する延長保育及び預かり保育に係る保育料並びに同条第3項に規定する昼食及び間食の提供に係る費用 別表第2の階層区分の欄に掲げるAの階層又はBの階層に該当する者

(2) その他市長が特別の理由があると認めるもの 市長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる保育料又は費用の減免割合は、同項第1号に掲げる保育料及び費用にあっては10割とし、同項第2号に掲げるものにあっては市長が別に定める割合とする。

(園長等)

第11条 子ども園に園長その他必要な職員を置く。

(教育委員会の意見聴取)

第12条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項に規定する地方公共団体の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子ども園における教育課程に関する基本的事項の策定

(2) 子ども園の設置及び廃止に関する事務

(その他の事項)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第7条第2項関係)

1月当たりの利用回数	保 育 料
18回未満	1回につき 200円
18回以上25回未満	3,500円
25回以上38回未満	5,000円
38回以上50回未満	7,500円
50回以上	10,000円

備考 保育料の単位は、30分ごとに1回とする。

別表第2(第7条第4項、第10条第1項関係)

階層区分		費用額(月額)	
		第1子及び第2子	第3子以降の子ども
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	円	円
	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	1,500	1,500
	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	1,500	1,500
D <sub>1</sub>	A階層を除き、当該年度分の市町村	57,700円(1号認定園児の場合にあっては、77,101円)未満	1,500

D <sub>2</sub>	民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,700円（1号認定園児の場合にあっては、77,101円）以上	6,000 （1号認定園児の場合にあっては、4,400）	1,500
----------------	----------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-------

備考

- 1 第3子以降の子どもとは、同一の世帯に属する負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）のうち、最年長者及び2番目の年長者である者以外の者をいう。
- 2 当該年度分とは、4月から8月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度の前年度分とし、9月から翌年の3月までの利用にあっては当該利用に係る月の属する年度分とする。
- 3 市町村民税の均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときには、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しないものとする。
- 4 費用額に係る市町村民税の所得割の額は、当該教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の家計を主に維持する者である扶養義務者（当該扶養義務者の収入で生計が成り立っていると認められる場合に限る。）の市町村民税の所得割の額の合計額をもって、費用額を決定するものとする。

第1号様式（第5条第2項関係）

こども園入園願書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話  
児童との続柄（ ）

園 名	
-----	--

見 童 名		年 月 日 生
-------	--	---------

家 族 構 成	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢

（事務処理欄）

第2号様式（第5条第4項関係）

こども園入園承諾書

年 月 日

様

横須賀市長 印

こども園の入園について、次のとおり承諾します。

園 名	
-----	--

見 童 名		年 月 日 生
-------	--	---------

教育・保育期間	
---------	--

（事務処理欄）

横須賀市規則第78号

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月23日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例施行規則（平成30年横須賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条を第1条とし、第3条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

第1号様式（第1面）中「（第2条関係）」を「（第1条関係）」に改め、

対象行為の種類	建築物の解体工事	あり・なし
	特定建築材料（飛散性アスベスト）の除去等の工事	あり・なし

を

対象行為の種類	建築物の解体工事	あり・なし
	飛散性アスベストの除去等の工事	あり・なし

に改める。

第1号様式（第2面）中「吹き付けアスベスト等の」を「特定建築材料の」に、「アスベスト保温材」を「アスベスト断熱材等」に、「吹き付けアスベスト等除去作業期間（吹き付け及び保温材）」を「特定建築材料除去作業期間（吹き付け及び断熱材等）」に改める。

第2号様式（第1面）中「（第3条第1項関係）」を「（第2条第1項関係）」に、

作業予定時間		
対象行為等の種類	建築物の解体工事 特定建築材料（飛散性アスベスト）の除去等の工事	あり・なし あり・なし
	飛散性・非飛散性 アスベストの使用状況	なし ・ 非飛散性 ・ 飛散性 屋根・外壁・内装・その他（ ）

を

作業予定時間	時 分から 時 分まで
--------	-------------

対象行為等の種類	建築物の解体工事	あり・なし
	飛散性アスベストの除去等の工事	あり・なし
特定建築材料の使用状況		

に改める。

第3号様式（第1面）中「（第4条第1項関係）」を「（第3条第1項関係）」に改める。

第4号様式（第1面）中「（第4条第2項関係）」を「（第3条第2項関係）」に改める。

第5号様式中「（第5条第2項関係）」を「（第4条第2項関係）」に改める。

第6号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に改める。

第7号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、

条例第19条関係	
条例第20条関係	

を

条例第19条関係	
----------	--

に改める。

第8号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改める。

第9号様式中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

第10号様式中「（第11条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

第11号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に改める。

第12号様式中「（第13条関係）」を「（第12条関係）」に改める。

第13号様式中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第121号

令和3年度横須賀市一般会計補正予算（第4号）、同一一般会計補正予算（第5号）及び同特別会計国民健康保険費補正予算（第1号）は、6月18日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年6月25日

横須賀市長 上 地 克 明

令和3年度横須賀市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度横須賀市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,791,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円	千円	千円
	2 国庫補助金	29,915,158	115,787	30,030,945
	3 委託金	10,016,521	100,787	10,117,308
		114,485	15,000	129,485
17 県支出金		9,943,960	4,200	9,948,160
	2 県補助金	2,753,802	4,200	2,758,002
19 寄附金		81,637	15,000	96,637
	1 寄附金	81,637	15,000	96,637
20 繰入金		5,194,716	12,478	5,207,194
	1 基金繰入金	5,191,592	12,478	5,204,070
22 諸収入		7,018,055	6,644	7,024,699
	5 雑収入	4,265,767	6,644	4,272,411
23 市債		24,270,300	58,200	24,328,500
	1 市債	24,270,300	58,200	24,328,500
歳入合計		160,579,395	212,309	160,791,704

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円	千円	千円
	1 総務管理費	15,472,732	44,300	15,517,032
		12,558,927	44,300	12,603,227
3 民生費		64,122,955	44,152	64,167,107
	1 社会福祉費	30,190,961	6,245	30,197,206
	2 児童福祉費	24,327,789	21,443	24,349,232
	3 生活保護費	9,602,899	16,464	9,619,363
4 衛生費		10,447,261	36,689	10,483,950
	1 保健衛生費	10,447,261	36,689	10,483,950
5 環境費		6,961,006	3,444	6,964,450
	1 環境費	6,961,006	3,444	6,964,450
8 商工費		2,958,260	24,000	2,982,260
	1 商工費	2,958,260	24,000	2,982,260
9 土木費		19,523,283	59,724	19,583,007
	2 道路橋りょう費	3,631,601	59,724	3,691,325
歳出合計		160,579,395	212,309	160,791,704

第2表 繰越明許費補正  
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	劇場(芸術劇場設備更新事業)費	31,300

第3表 地方債補正  
変更

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額
芸術劇場整備事業費	補正前	104,300
	補正後	135,600
道路整備事業費	補正前	1,450,200
	補正後	1,477,100

令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第5号)

令和3年度横須賀市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,151,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		30,030,945	258,513	30,289,458
	1 国庫負担金	19,784,152	29,932	19,814,084
	2 国庫補助金	10,117,308	228,581	10,345,889
17 県支出金		9,948,160	5,764	9,953,924
	2 県補助金	2,758,002	5,764	2,763,766
19 寄附金		96,637	60,000	156,637
	1 寄附金	96,637	60,000	156,637
20 繰入金		5,207,194	28,229	5,235,423
	1 基金繰入金	5,204,070	28,229	5,232,299
21 繰越金		300,000	7,350	307,350
	1 繰越金	300,000	7,350	307,350
歳入	合計	160,791,704	359,856	161,151,560

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		15,517,032	70,548	15,587,580
	1 総務管理費	12,603,227	70,548	12,673,775
3 民生費		64,167,107	289,308	64,456,415
	1 社会福祉費	30,197,206	281,958	30,479,164
	2 児童福祉費	24,349,232	7,350	24,356,582
歳出	合計	160,791,704	359,856	161,151,560

令和3年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算（第1号）

令和3年度横須賀市の特別会計国民健康保険費補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,916,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		3,213,000	1,613	3,214,613
	1 一般会計繰入金	3,213,000	1,613	3,214,613
歳入	合計	42,915,000	1,613	42,916,613

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険事業費		42,257,028	1,613	42,258,641
	3 保健事業費	356,855	1,613	358,468
歳出	合計	42,915,000	1,613	42,916,613